第4章 保存管理

第1節 方向性

保存管理の基本方針(「第3章 大綱・基本方針」を参照)に基づき、保存管理の方向性を以下に示す。

- ・ 学術的調査研究の成果を踏まえて、国宝犬山城天守と一体となって価値を形成する史跡犬山 城跡を構成する諸要素ごとの具体的な保存管理方法及び地区別の保存管理方針を定める。
- ・ 公益財団法人犬山城白帝文庫をはじめとした調査・研究機関との積極的な連携を図りながら、 国宝犬山城天守の文化財的価値及び史跡犬山城跡の本質的価値をより明確化し、深化させる ための調査研究に計画的に取り組む。
- ・ 国宝犬山城天守は現存する天守 12 棟のうちの一つであり、犬山城を象徴する建造物として 確実に保存し、後世に継承する。天守を構成する空間と部材(部分部位)の保護方針を定め、 それに基づいて保存管理に取り組む。
- ・ 史跡犬山城跡の本質的価値を構成する諸要素を確実に保存し、史跡の価値の向上を図るため、 史跡と一体的な景観を形成している植生管理方法を具体的に定める。
- ・ 今後予想される史跡の現状変更等に関する方針を定め、地区別の具体的な現状変更等の取扱 基準を定める。
- ・ 地域の歴史的価値を高めるため、史跡の周辺環境を構成する諸要素の保存管理方法を定める。
- ・ 史跡追加指定候補地をはじめとした史跡指定地外についても調査研究を進め、史跡犬山城跡 の価値の更なる向上に取り組む。
- ・ 史跡指定地内に所在する歴史的関連性が深い民有地との共存を図り、公有地と一体的に保存 管理方法を定める。

第2節 史跡の保存管理

1 地区区分の設定

史跡犬山城跡は文化財、宗教施設、公園等の多様な機能を有し、土地利用状況も多様であることから、適切な保存管理と活用を図るに際して、史跡指定地内を 10 の地区に区分する。また、史跡の追加指定候補地についても、犬山城の本質的価値を構成する要素が地下遺構として所在していると考えられるため、史跡指定地内同様、一つの地区として捉え、計画対象範囲(史跡指定地と追加指定候補地)を 11 の地区に分類した。

地区区分にあたっては、城地としての本来の役割、機能に応じて区画された曲輪跡に準ずることが合理的であるため、曲輪跡をそれぞれ地区として設定した。さらに現在は都市公園となっているかつての三光寺山を一つの地区として「三光寺山地区」、かつて西御殿があった場所を「西御殿跡地区」とした。また犬山城の縄張りを曲輪とともに構成する重要な要素として「大手道地区」、そして城山の外周、北側、東側、西側を取り囲む山麓の部分を「城山外縁地区」として設定した。

また史跡指定地内を走る市道については、「道路地区」として設定した。

追加指定候補地については、発掘調査により犬山城の大手門枡形に関連すると推測される地 下遺構が確認されているため、「大手門枡形地区」とした。

本節ではこれら地区ごとに構成要素の抽出を行い、それぞれの地区における現状と課題を整理する。

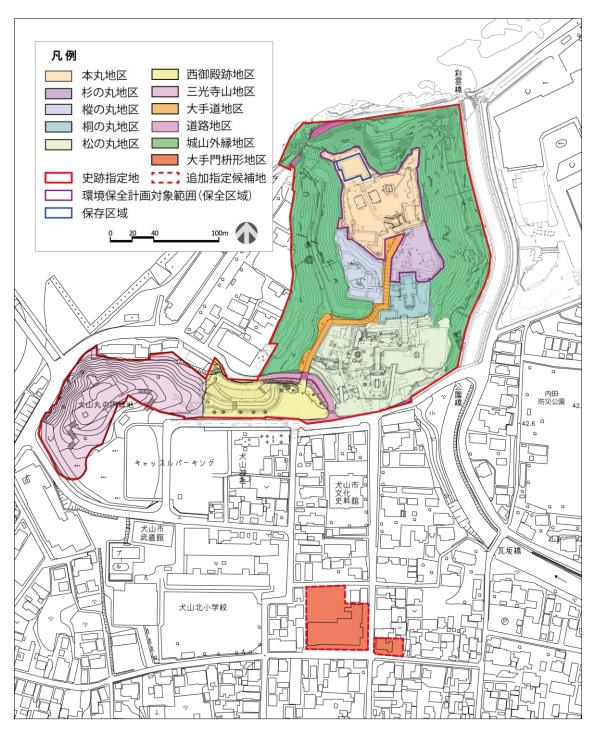


図 4.1 地区区分図

2 天守の環境保全計画上の区分

「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」では、環境保全区域は、「建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定されている土地」とされている。従って、国宝犬山城天守においては史跡犬山城跡の指定区域が該当するが、本計画では、天守の保存にあたり、特に防災面及び環境保全の面で充実を図る必要のある範囲を環境保全計画の対象範囲として設定する必要があると考え、天守が所在する本丸地区及び貯水槽、消火ポンプ室等の防火施設の所在する杉の丸地区を対象範囲とし、以下のとおり区分する。

併せて、環境保全計画対象範囲内に所在する国宝天守以外の建造物についても保存建造物、 保全建造物及びその他の建造物に区分する。

なお、区域別の保全方針については「第4章第2節5 各地区の保存管理方針」に、国宝 天守以外の建造物の保護方針については「第4章第2節4 個別の諸要素の具体的な保存方 法」に記載する。

(1) 区域の区分

ア 保 存 区 域:国宝犬山城天守及び天守台石垣の所在する区域

国宝天守を含む区域で、この区域内では、原則として新たに建造物等を 設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

イ 保 全 区 域:本丸地区及び杉の丸地区

保存区域に隣接する区域で、歴史的な景観や環境を保全する。この区域では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の管理もしくは防災上必要な場合に限る。

(2) 建造物の区分

ア 保存建造物:該当なし

国宝に準じて保存を図るもの。

イ保全建造物:該当なし

保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保 全を図るもの。

ウ その他建造物:犬山城管理事務所、犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)、売店、公衆トイレ、券 売所、詰所、倉庫

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、または文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来撤去または修景することとするもの。

3 各地区の整理

(1) 本丸地区

ア 地区の概要

城山の最上部にあたる曲輪であり、国宝犬山城天守が所在している。

国宝天守以外の城郭に関連する建造物は現存していないが、礎石や櫓台の高まりが現存している。

曲輪の周囲には、一部修理は行われているものの近世石垣が良好に残存している。

鉄門跡には犬山城管理事務所、鉄砲櫓跡付近には犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)が所在している

が、いずれも史実に基づいた復元建造物ではない。

地区全体が、有料区域となっており、天守前の雨除けテント、売店、公衆トイレ等の便益施設 及び放水銃等の防火・防災施設等が所在している。

イ 本丸地区における各諸要素の概要と現状

表 4.1 本丸地区における各諸要素の概要と現状

長 4.1	名称			素の概要と現状
	建歴	天守(国宝)		
	建造物	天守台石垣		・「4.3 天守の保存管理方法」にて整理
A)本質的!	張②り縄	本丸曲輪		・城山の最上部に位置し、四方を石垣で囲われた曲輪であり、曲輪の 旧態が保たれている。
的価値	③ 歴	原位置	曲輪石垣	・一部修理が行われているものの近世石垣が良好に残っている ・南西部の石垣は、近代以降に積み直されている
価値を構成する諸要素	物的	を保つ 石垣	櫓台石垣	【千貫櫓、弓矢櫓、鉄砲櫓、大砲櫓、多聞櫓の櫓台石垣】 ・一部修理が行われているものの近世の櫓台石垣が良好に残っている
成する。	構造	礎石	七曲門 礎石	・本丸の北東隅に位置し、七曲道との出入口である二重の櫓門跡の礎 石が残っている
諸要素		⑤地下遺	储	【千貫櫓跡、弓矢櫓跡、鉄砲櫓跡、大砲櫓跡、多聞櫓跡、鉄門跡、番所跡、下番所跡、石垣跡】 ・明治6年(1873)犬山城の「廃城」に伴い、天守以外の建造物は取壊されている ・七曲門以外の建造物の礎石は確認されていない
		① Z	碑類	【成瀬正肥顕彰碑、植樹記念碑】
		②樹林・樹木		【大杉様、記念植樹、修景植栽】 ・天守南東側に老朽杉(通称大杉様)保存のための覆屋等が設置されている ・櫓跡や石垣の周辺にも樹木が茂っている。記念植樹による樹木も多い
В			案内施設	【説明板】
本質的価値	(B -		管理施設	【木柵】
を	2		休憩施設	【四阿、ベンチ】
│ 構 │ 成 │ す)その	3維持管 理・運営 施設等	便益施設	【天守前雨除けテント、自動販売機置場、公衆トイレ、売店、階段】 ・来訪者の便益施設として上記の建築物等が設置されている。
価値を構成する諸要素以	他の諸要素		理·運営	【犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)】 ・鉄砲櫓跡付近に犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)が建てられている 【投光器】 ・夜間ライトアップ用の投光器が4基設置されている
外			防火· 防災施設	【ホース格納庫、防犯装置、消火栓、放水銃】
の諸要素			インフラ 施設	【電柱、拡声器、送水管、上下水道】
			修景施設	【整備路、植栽桝】 ・鉄門跡から天守にかけて石畳等の園路、斜路、土留石積等が整備さ れている
		⑥近代以降に付加さ れた石垣・擁壁等		【練石積、コンクリート擁壁】

ウ 本丸地区における保存管理の課題

- ・ これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。
- ・ 樹木の高木化により、天守の眺望に影響を与えているほか、櫓跡等の建造物跡に生育する樹木根が地下遺構に影響を及ぼす可能性や石垣の毀損を発生させる可能性がある。
- ・ 天守前雨除けテントは、天守の歴史的景観を阻害している。
- ・ 大山城管理事務所及び犬山城隅櫓兼茶室(永勝庵)は、廃城前に門、櫓のあった場所の付近に建てられているが、史実に基づいて復元された建築物ではない。その他にも売店など史実に基づかない建物が所在し、石垣等曲輪内の遺構の視認性や顕在化の阻害要因となっている。

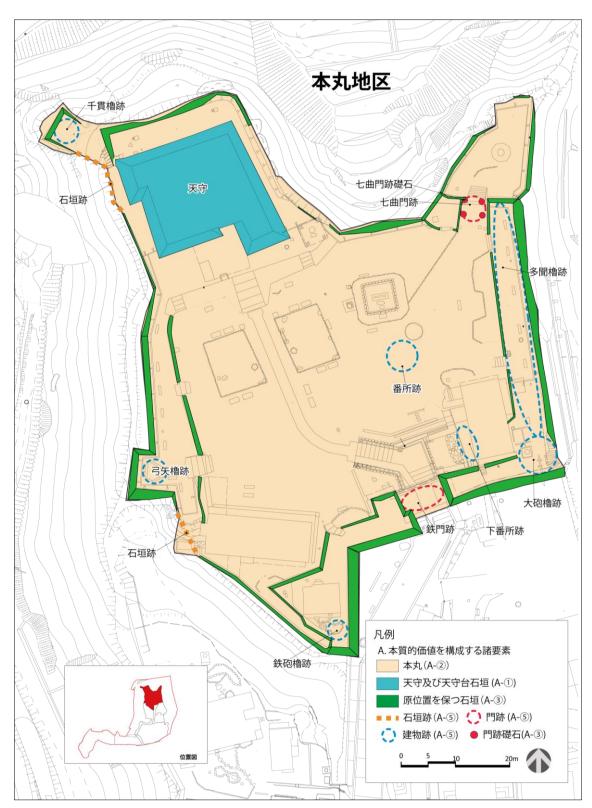


図 4.2 本丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

※原位置を保つ石垣及び地下遺構(石垣跡、建物跡等)は、絵図に基づき比定したものであり、 正確な位置を示すものではない(以下、各地区同様)。

表 4.2 本丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)



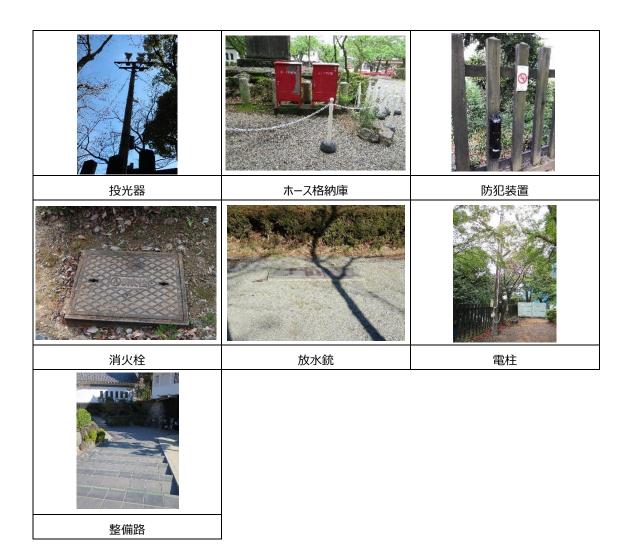




図 4.3 本丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素 (現状)

表 4.3 本丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)





(2) 杉の丸地区

ア 地区の概要

本丸よりも一段低い位置に設けられた曲輪である。曲輪の隅に櫓・門が配され、それらの建物の間には石垣上に塀が廻されていたが、城郭に関連する建造物は現存していない。

桐の丸と隣接する境界部分の石垣は崩落防止のために練石積に改変されており、曲輪の形状も廃城前と大きく異なっている。

曲輪の西側と東側の石垣は、絵図との比較によれば原位置を保つものと推測されるが、近代以降に積み直されたものである。

昭和7年(1932)から昭和43年(1968)まで城山浄水場として利用されたため、地下に沈殿 池等の設備が残置されている。

地区全体が一般公開されていない区域であり、消火ポンプ室やその他管理施設(詰所、倉庫等)が所在している。

イ 杉の丸地区における各諸要素の概要と現状

表 4.4 杉の丸地区における各諸要素の概要と現状

		名称		保存管理の現状
Â	張②	杉の丸曲輪		・桐の丸と隣接する境界部は斜面の崩落防止のため練石積に改 変されており、廃城前の形状と大きく異なっている
本	(3)	原位置を 保つ石垣	曲輪石垣	・曲輪周囲の石垣はほとんどの部分が積み直されている
諸要素質的価値を	構造物		櫓台石垣	【器械櫓、御成櫓の櫓台石垣】 ・櫓台石垣の形状は廃城前と異なっている可能性がある
諸要素本質的価値を構成する		⑤地下)	貴構	【器械櫓跡、御成櫓跡、多聞櫓跡、門跡、石垣跡】 ・明治6年(1873)犬山城の「廃城」に伴い、建造物は取壊されている ・建造物の礎石は確認されていない
		①石碑類		【八木雕顕彰碑】
成する (B)	В	②維持管	管理 施設	【券売所、詰所、倉庫、柵(有刺鉄線)、管理用門】 ・大手道に面して犬山城登城のための券売所が設置されている
る諸要が	2 要 素 そ	理·運営施設等	防火・防災 施設	【消火ポンプ室、貯水槽、送水管】
成する諸要素以外の(B)本質的価値を構	の 他	,	インフラ 施設	【給水ポンプ、電柱等】
の 構	の諸	⑥近代以降 石垣	をに付加された ・擁壁等	【石垣】

ウ 杉の丸地区における保存管理の課題

- ・ これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。
- ・ 券売所が老朽化している。
- 曲輪内の管理上敷設されている柵(有刺鉄線等)が経年劣化している箇所がある。
- ・ 城山浄水場の設備が地下に残置されたままになっている。



図 4.4 杉の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表 4.5 杉の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)







図 4.5 杉の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表 4.6 杉の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素 (現状)





(3) 樅の丸地区

ア 地区の概要

本丸の南西に位置し、城山の中腹にあたる曲輪である。

東辺は大手道に接し、中央に門を構えていた。南西隅に櫓が建ち、門、櫓の間には石垣上に塀が廻されていたが、城郭に関連する建造物は現存していない。

曲輪の南側及び西側の石垣は、近世以前に構築された石垣であり、一部修理はおこなわれているものの旧態をとどめている。

地区全体が、一般公開されていない区域であり、公益財団法人犬山城白帝文庫の事務所、収蔵 庫等が所在している。

イ 樅の丸地区における各諸要素の概要と現状

表 4.7 樅の丸地区における各諸要素の概要と現状

		名称		保存管理の現状
Â	張②り縄	樅の丸曲輪		・曲輪を囲う石垣が近世以前のものが多く、曲輪の旧態をとどめている
本質的価値	③ 歴史的	原位置を保つ	曲輪 石垣	· 樅の丸内の石垣は近世期に修理が施されたもので、犬山城の本質的価値を有するものである
諸要素本質的価値を構成する	を 物 構造	石垣	櫓台 石垣	【屏風櫓の櫓台石垣】 ・一部修理が行われているものの近世の櫓台石垣が良好に残っている
成 す る	⑤地下遺構			【屏風櫓跡、門跡、石垣跡】 ・明治6年(1873)犬山城の「廃城」に伴い、建造物は取壊されている ・建造物の礎石は確認されていない
要素以外の諸要素(B)本質的価値を構成する諸	変遷に関連する諸要素(B-1) 史跡犬山城の歴史的	①(公財)犬山城 白帝文庫事務所		【(公財) 犬山城白帝文庫事務所、収蔵庫、管理用門】 ・国宝天守の所有者である公益財団法人犬山城白帝文庫の事務所、収蔵 庫が所在している ・大手道に接する曲輪の入口に管理用の門が設置されている

ウ 樅の丸地区における保存管理の課題

- ・ これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。
- ・ 地区内に所在する一部施設の老朽化が進んでいる。

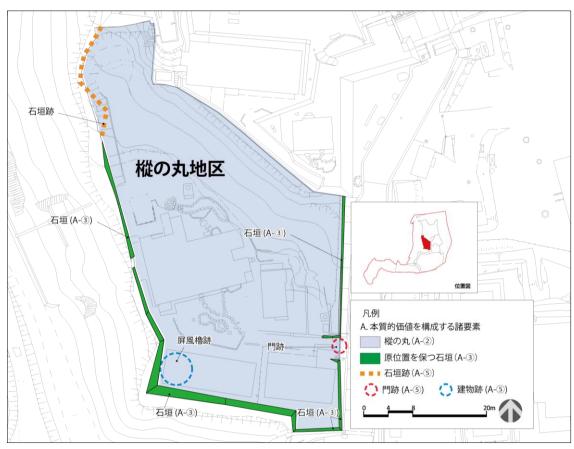


図 4.6 樅の丸地区における本質的価値を構成する諸要素 (現状)

表 4.8 樅の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)





様にの文上地区

「後期用性」

「現場」

「の他の施設(B-2・3)

「での他の施設(B-2・3)

「での他の施設(B-2・3)

「での他の施設(B-2・3)

「での他の施設(B-2・3)

「での他の施設(B-2・3)

「での他の施設(B-2・3)

「できる。

「できる。
「できる。

「できる。

「できる。

「できる。

「できる。

「できる。

「できる。

「できる。

「できる。
「できる。

「できる。

「できる。

「でき

図 4.7 樅の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表 4.9 樅の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)



(4) 桐の丸地区

ア 地区の概要

杉の丸より一段低い曲輪である。曲輪の南西隅と南東隅に櫓、大手道に面して門が配され、それらの建物の間には石垣上に塀が廻されていたが、建造物は現存していない。南東隅の宗門櫓は、廃城後に払い下げられ、江南市の個人宅に移築されている。

現在は、針綱神社の境内地として、本殿や拝殿など、神社に関連する建築物等が所在している。 道具櫓跡付近には社務所が所在し、宗門櫓跡付近には、御神砂、国旗掲揚ポール等の工作物が設置されている。

針綱神社の移転に伴って構築されたと考えられる石垣も多く、廃城前の石垣が失われている 場所もある。

イ 桐の丸地区における各諸要素の概要と現状

表 4.10 桐の丸地区における各諸要素の概要と現状

	(4.10					
		名称		保存管理の現状		
A	② り縄 張	桐の丸曲輪		・針綱神社の移転に伴い、曲輪形状が廃城前と異なる		
年質 的 年	③ ※ 歴	原位置	曲輪石垣	・曲輪の南側には、一部修理が行われているものの近世の櫓台石垣 が良好に残っている		
価値を構む	造物構	を保つ 石垣	櫓台石垣	【道具櫓の櫓台石垣】 ・針綱神社社務所が建てられている道具櫓跡の石垣は近代以降に積 み直されている		
本質的価値を構成する諸要素		⑤地下遺	構	【宗門櫓跡、道具櫓跡、門跡、石垣跡】 ・道具櫓跡付近には、針綱神社の社務所が建てられている ・宗門櫓跡付近には、御神砂、国旗掲揚ポール等の工作物が設置され ている ・建造物の礎石は確認されていない		
(B) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	史的変遷に関連する諸要素(B-1)史跡犬山城の歴	②宗教施設		【針綱神社関連建築物等】 拝殿、本殿、控殿、社務所、絵馬掛け、蝋燭立て、御神砂、御神馬舎、 灯篭、末社(愛宕社)、階段、石柵、御神馬記念像、石碑、玉垣、国 旗掲揚ポール、提灯掛け		
の諸要素以外の諸要素	そ の 他 B	③維持管 理·運営 施設	インフ ラ 施設	【電柱】		
	の諸要素	_	降に付加さ 道・擁壁等	【玉石練積、練石積】 ・桐の丸曲輪の東側は、玉石練積が整備されている		

ウ 桐の丸地区における保存管理の課題

- ・ これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。
- ・ 将来、神社関連建築物等の改修、改築、増築、新築等、また記念樹木等の植樹の可能性が考 えられるため、地区の特性に応じた現状変更の取扱基準を定める必要がある。

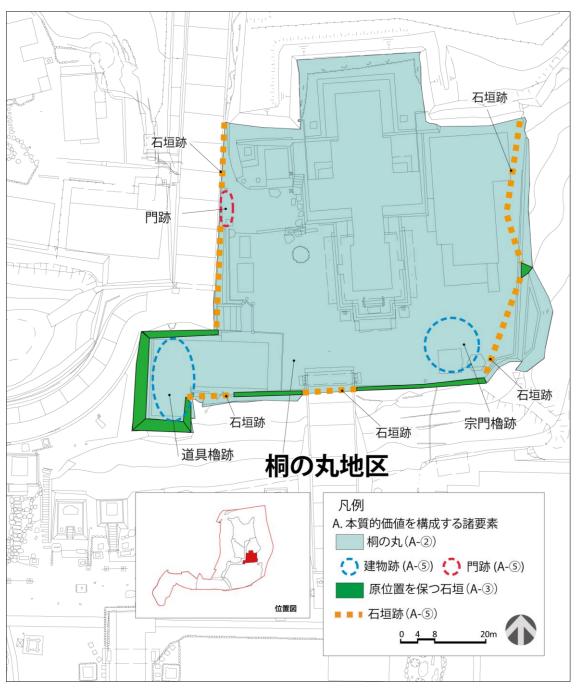


図 4.8 桐の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表 4.11 桐の丸地区における本質的価値を構成する諸要素



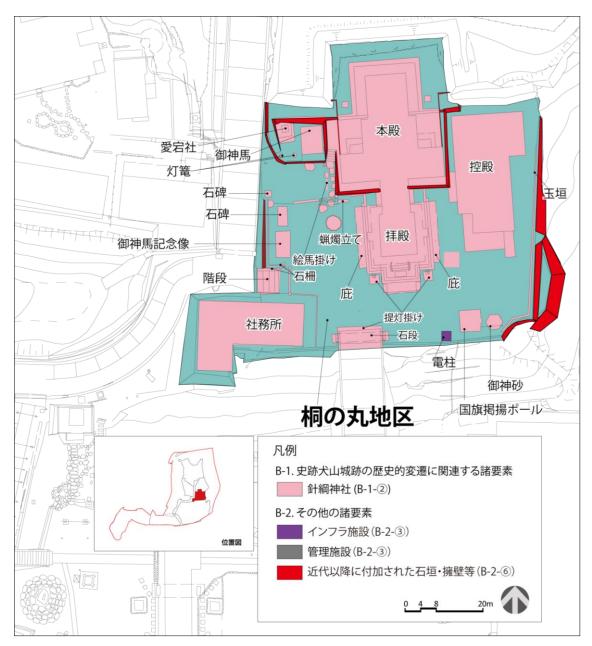
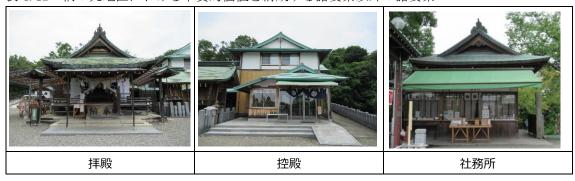
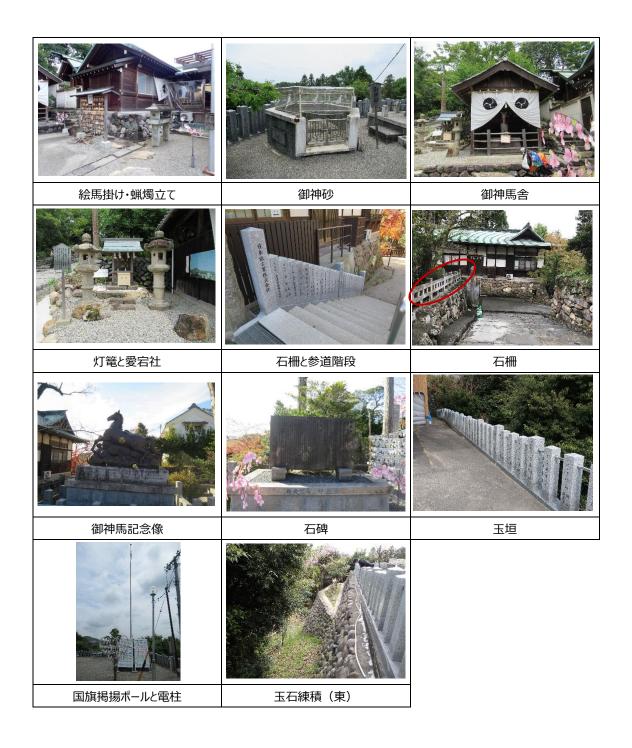


図 4.9 桐の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表 4.12 桐の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素





(5) 松の丸地区

ア 地区の概要

桐の丸より一段低い曲輪である。松の丸御殿が所在し、南東隅と南西隅に櫓が配されていた。 北西隅には松の丸表門、北東隅には松の丸裏門があったが、廃城後に払い下げられ、城郭に関連 する建造物は現存していない。それぞれ愛知県一宮市にある浄蓮寺と犬山市にある常満寺に移 築されたと伝わっている。松の丸表門跡は礎石のみが残存している。

曲輪の南側から西側を囲むように水堀があったが、埋め立てられ、曲輪形状が廃城前と大きく 異なっている。

現在は、針綱神社及び三光稲荷神社の境内地として、針綱神社参集殿や三光稲荷神社本殿、拝殿など、神社に関連する建築物等が所在している。

松の丸裏門跡付近及び針綱神社参集殿南東側に位置する石垣は、一部修理がおこなわれたものの比較的旧態を保つものと推測されるが、その他の石垣は、針綱神社、三光稲荷神社の移転に伴って構築されたものと考えられ、廃城前の石垣が失われている場所もある。

イ 松の丸地区における各諸要素の概要と現状

表 4.13 松の丸地区における各諸要素の概要と現状

		名称		保存管理の現状
(A)	② 縄 張り	松の丸曲輪		·針綱神社及び三光稲荷神社の移転に伴い、曲輪形状が廃城前と異なる
本質的価値を構成する諸要素	③歴史的構造物	原位置を 保つ石垣	曲輪石垣	【松の丸曲輪石垣】 ・松の丸裏門跡付近及び針綱神社参集殿南東側に位置する石垣は 近世期に修理が施されたもので、犬山城の本質的価値を有する要 素である。 ・近年の修理実績はない。
成する	造 物	礎石		【松の丸表門跡礎石】 ・松の丸表門跡の礎石が確認されている
諸要素	⑤地下遺構			【坤櫓跡、巽櫓跡、松の丸裏門跡、内堀跡(埋立)、松の丸御殿跡、 石垣跡】 ・内堀は現存しておらず、埋め戻されている ・松の丸表門跡以外の建造物の礎石は確認されていない
(B)本質的価	(B-1) 史跡犬	1) 史跡**		【針綱神社関連建築物等】 参集殿、鳥居、狛犬、石段、灯篭、井戸、手水舎、太鼓橋、社号柱、 由緒書、初老記念石碑、参道、石碑、末社(市神社、多賀神社、金 毘羅社、秋葉社、太宰府天満宮分霊社)
本質的価値を構成する諸	る諸要素山城の歴			【三光稲荷神社関連建築物等】 拝殿·本殿(三光稲荷神社)、社殿(猿田彦神社)、鳥居、鳥居群、社務所、参道、社号柱、由緒書、玉垣、灯篭、石碑、猿田彦神社、山之神、虫鹿子守神、姫亀神社、銭洗稲荷神社、三狐地稲荷社、掲示板
する諸要素以	変遷に			・その他施設として、ベンチ、駐車場、照明灯、ポンプ、倉庫、藤棚、電子看板等が設置されている

	(B-2)その他の諸要素	③維持管 理·運営 施設	①石碑類	【鈴木文拙顕彰碑、大正天皇即位記念碑、柴山伴男顕彰碑、加藤兼 行顕彰碑、高田快晴顕彰碑、斎藤富三郎歌碑、明治百年記念碑】
			②樹林· 樹木	【夫婦樟】 ・近世期から生育する樹齢 300 年以上の樹木と推定される 【修景樹木】
			便益施設	【公衆トイレ、電話ボックス】
			インフラ 設備	【電灯、上下水道】
			をに付加され ・擁壁等	【玉石練積、練石積、擁壁】 ・松の丸地区の境界や段差部分、末社等の一部には擁壁・石垣等が 設置されている ・針綱神社や三光稲荷神社の現在地への移転に伴い構築された石 垣も多く分布する

ウ 松の丸地区における保存管理の課題

- ・ 地区の西側及び南側部分は、曲輪形状が廃城前と大きく異なるが、これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況及び元の曲輪形状が把握されていない。
- ・ 曲輪内の樹木が神社施設及び城下町内の視点場から天守への眺望に影響を与えている、もしくは与える可能性がある。
- ・ 将来、神社関連建築物等の改修、改築、増築、新築等、また記念樹木等の植樹の可能性が考 えられるため、地区の特性に応じた現状変更の取扱基準を定める必要がある。

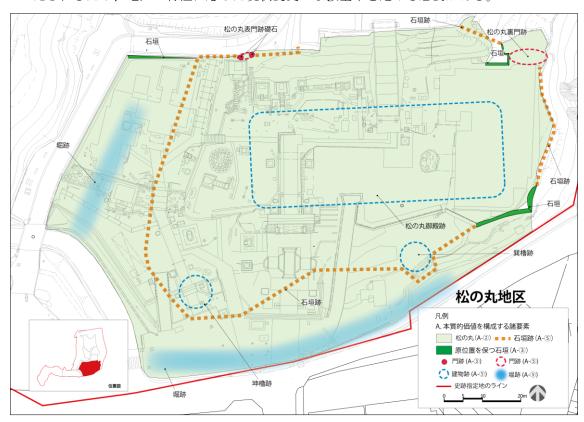
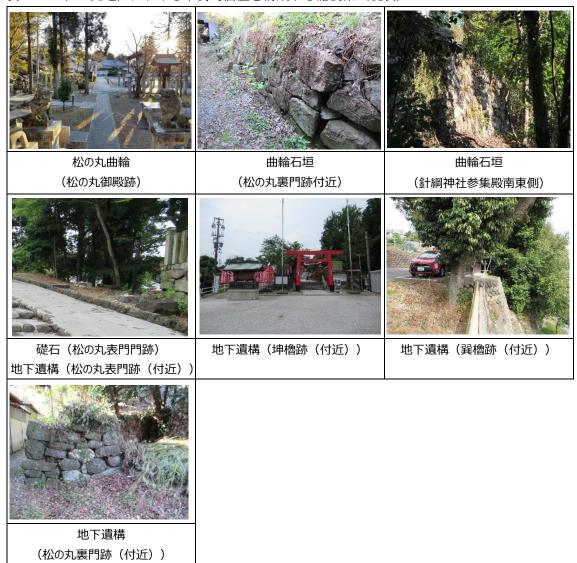


図 4.10 松の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表 4.14 松の丸地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)



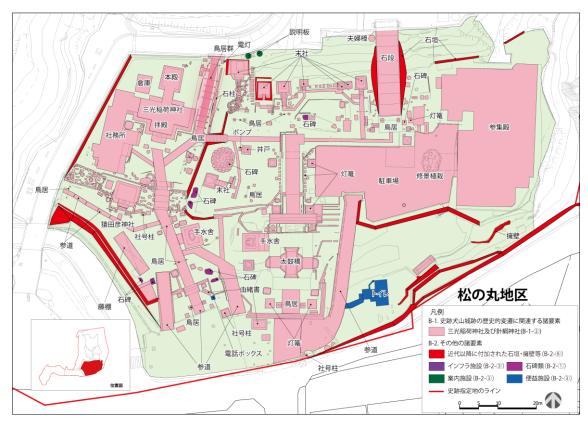
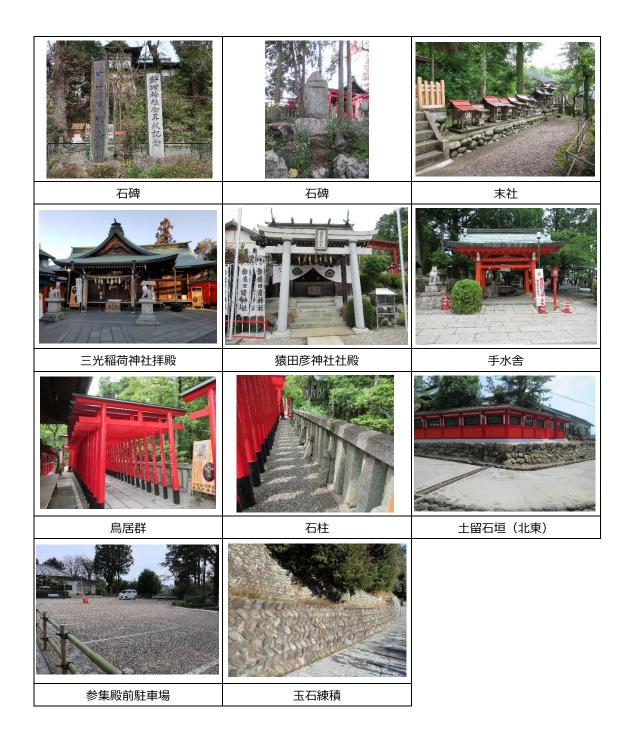


図 4.11 松の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表 4.15 松の丸地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素 (現状)





(6) 西御殿跡地区

ア 地区の概要

かつて西御殿が所在していたとされる場所であり、犬山市体育館が建てられていた。体育館の撤去後整備され、犬山城前広場として市民に広く開放されている。

イ 西御殿跡地区における各諸要素の概要と現状

表 4.16 西御殿跡地区における各諸要素の概要と現状

		名	称	保存管理の現状
構成する諸要素(A)本質的価値を		⑤地下遺構		【西御殿跡、門跡】 ・体育館撤去後発掘調査が行われ、礎石跡、井戸跡等の 遺構が確認された。遺構面は調査後埋め戻されている ・門跡の礎石は確認されていない
(B)	((①石	碑類	【中川清蔵主記念碑、宝暦治水薩摩義士之碑、下山順一郎胸像、中部読売新聞社選定 東海の観光と史跡認定地碑、国宝犬山城記念碑】
本	В 1 2	②樹木	・樹林	【修景樹木】
素質			休憩施設	【ベンチ】
素質的例) 1	③維持管理·	便益施設	【園路、階段】
の値	その他	運営施設	インフラ施設	【電灯、分電盤、排水設備】
諸を			修景施設	【土塀】
素以外の諸要素本質的価値を構成する諸要	の諸要素	の 諸 要 表	公園施設	【犬山城前広場】 ・西御殿跡地区の一部は犬山市体育館撤去後整備され、 犬山城前広場として市民に広く開放されている
要		⑥近代以降 石垣・	に付加された 擁壁等	【玉石練積】

ウ 西御殿跡地区における保存管理の課題

・ 発掘調査を実施した箇所が一部であり、西御殿跡の全容を特定するには至っていない。

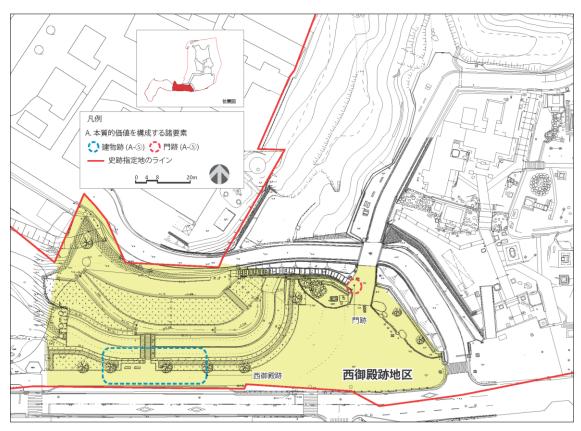


図 4.12 西御殿跡地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)





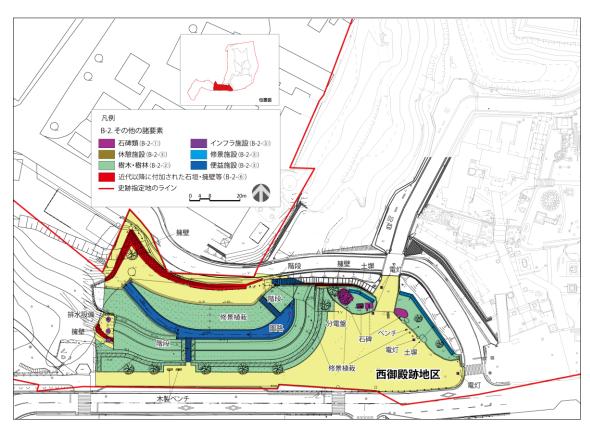


図 4.13 西御殿跡地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素 (現状)

表 4.18 西御殿跡地区におけるその他の諸要素(現状)





(7) 三光寺山地区

ア 地区の概要

都市公園法に基づく都市公園(犬山丸の内緑地)として、整備された地区である。 これまで発掘調査が行われておらず 木質的価値を構成する諸要素である遺構等は確

これまで発掘調査が行われておらず、本質的価値を構成する諸要素である遺構等は確認されていない。

イ 三光寺山地区における各諸要素の概要と現状

表 4.19 三光寺山地区における各諸要素の概要と現状

		名称		保存管理の現状
を構成する諸要素(A)本質的価値	② 縄 張 り	三光寺山		・三の丸を画する堀の内側に位置し、城郭の一部をなしていた。現在は、都市計画決定された緑地公園(犬山丸の内緑地)として整備されている ・発掘調査が行われていないため、遺構等は確認されていない
		①石碑類		【犬山城歌碑】
В		②樹林・樹木		【樹林·修景樹木】
	(B-2)その他の諸要素	③維持管理· 運営施設等	案内施設	【案内板、方位表示・周辺城郭案内板、公園銘板】
質			管理施設	【管理用柵、木柵】
的			休憩施設	【ベンチ、四阿、椅子、灰皿】
の値			便益施設	【階段、園路】
本質的価値を構成			インフラ 施設	【照明灯】
系 成			修景施設	【オブジェ】
っる諸要素以外		⑤広場・名	公園施設	【犬山丸の内緑地】 ・犬山丸の内緑地として、都市計画法に基づく都市公園として市民 の憩いの場となっている
以外		⑥近代以降に付加され た石垣・擁壁等		【コンクリート擁壁】

ウ 三光寺山地区における保存管理の課題

- ・ これまで発掘調査が行われていないため、遺構の有無及び残存状況が把握されていない。
- ・ 全体的に樹木が鬱蒼としているため、天守への眺望が阻害されている。
- ・ 公園施設及び設備の老朽化が進行している。



図 4.14 三光寺山地区における本質的価値を構成する諸要素 (現状)

表 4.20 三光寺山地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)



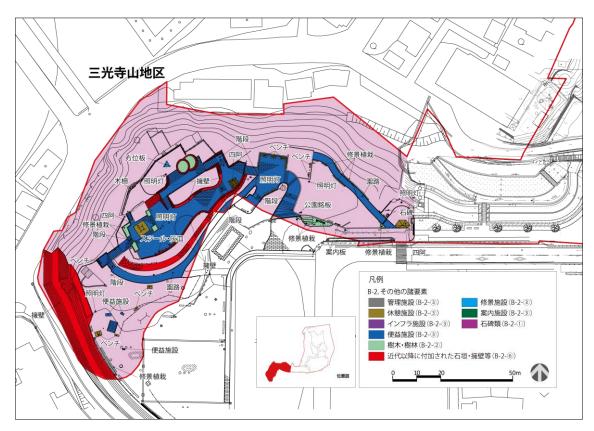


図 4.15 三光寺山地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素 (現状)

表 4.21 三光寺山地区におけるその他の諸要素(現状)





(8) 大手道地区

ア 地区の概要

大手道には岩坂門(第一の門)、黒門(第二の門)、矢来門(第三の門)、中門(第四の門)の4つの門があった。これら4つの門は現存しないが、黒門のみ門跡として礎石遺構が残っている。矢来門と黒門は廃城後に払い下げられ、それぞれ愛知県扶桑町にある専修院、愛知県大口町にある徳林寺に移築されたと伝わっている。

現在は、大手道に面して案内板や説明板、券売所等が設置されており、本丸までの主要な来城 者動線として活用されている。

イ 大手道地区における各諸要素の概要と現状

表 4.22 大手道地区における各諸要素の概要と現状

表 1.44 人子是指医性40亿分目的安果少院安生为60亿				
			名称	保存管理の現状
(A)	② 縄張り	大手道		【大手道】 ・本丸の鉄門跡と大手道の岩坂門跡の間には、これらの門と本丸南 側の鉄砲櫓跡石垣で構成される、外枡形の一部が顕在化している
成本	3	原位置を保つ石垣		・黒門から矢来門に至る外桝形の西側の石垣が一部残っている
構成する本質的価値を	歴史的 構造物	礎石		【黒門跡礎石】 ・黒門跡の南側礎石が確認されている
値を	⑤地下遺構			【大手道、岩坂門跡、矢来門跡、中門跡、風呂屋跡、石垣跡】 ・黒門跡以外の建造物の礎石は確認されていない
	(B-2) その他の	①石碑類		【内藤丈草句碑、鈴木玄道顕彰碑、小澤蘆庵歌碑】
B		③維持管理・運営施設	案内施設	【説明版(大、小)、案内板、火気厳禁の表示看板】 ・犬山城曲輪、門についての説明板が設置されている
本質的価値を構成			管理施設	【擬木柵、管理用門】 ・来訪者の転落防止など、安全上の理由から一部擬木柵が設置され ている
世を構成			休憩施設	【ベンチ】 · 木製ベンチが設置されている
素成する			便益施設	【階段(石段)】 · 来訪者便益の観点から一部階段状に整備されている
する諸要素以外			インフラ施 設	【側溝】 · 大手道の両側には側溝が設けられている
系以			修景施設	【木製プランター】
外の諸		<u> </u>	近代以降に付加 ルた石垣・擁壁 等	【石垣】 ・大手道沿いに一部、玉石練積の石垣が設置されている

ウ 大手道地区における保存管理の課題

- ・ 杉の丸や松の丸の曲輪形状の改変等に伴い、廃城前の形状と異なっている。
- ・ これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。
- ・ 大手道の整備階段、石畳やコンクリート面が老朽化している箇所がある。
- ・ 大手道の一部はスロープ状になっているものの凹凸があり、車椅子、ベビーカー等での通行 に支障がある。



図 4.16 大手道地区における本質的価値を構成する諸要素 (現状)

表 4.23 大手道地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)



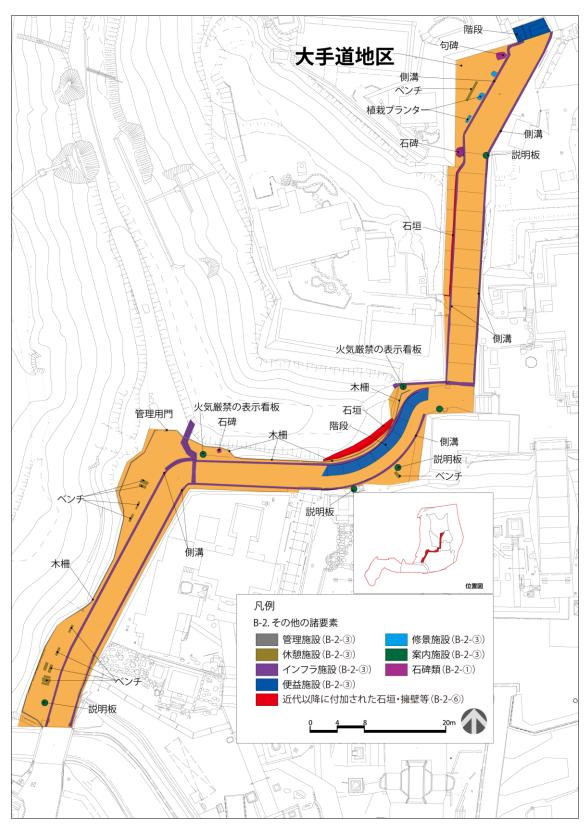


図 4.17 大手道地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素 (現状)

表 4.24 大手道地区におけるその他の諸要素(現状)



(9) 城山外縁地区

ア 地区の概要

犬山城の防御を固める要素の一つである断崖等の自然地形が存在する地区である。地区全体 が樹林地であり、来訪者の立入りは制限されている。

発掘調査により切岸、土塁、堀跡等が確認されているが、調査範囲が一部に限られているため、 遺構の残存状況が明確になっていない。

イ 城山外縁地区における各諸要素の概要と現状

表 4.25 城山外縁地区における各諸要素の概要と現状

4, 20	7941	7 1 1/200			7 由 安 糸 り 帆 安 こ 児 小
			<u> </u>		保存管理の現状
	③歴史的構造物	原位間保つ石		櫓台 石垣	【水之手櫓の櫓台石垣】(北麓) ・石垣は北側及び東側の下部のみが残存しており、保存状況は良好と はいえない 【西麓石垣】
			7	石垣	・倒木や落枝、樹木根等が各曲輪の石垣等に影響を及ぼすと考えられる樹木が存在する
_		切岸			【東麓切岸、西麓切岸】 ・発掘調査により切岸跡が確認されている
A		土塁			【西麓土塁跡】 ・発掘調査により土塁跡が確認されている
お す す ま ま ま ま ま ま ま も に る に る る に る に る る に る る る に る る る る る る る に る る る る る る る る る る る る る		堀跡			【西麓堀跡】
※ 構成する		④自然地形			【断崖】 ・一部モルタル吹付や落石防止ネットが見られるが地形としては旧態 をよく留めている
3					北麓:【水之手門跡、東谷門跡、水之手櫓跡、七曲道跡、瓦溜り】 東麓:【切岸、榊門跡、道跡(松の丸裏門から北方向に延びる道)】 西麓:【土塁、瓦溜り】
	⑤地下遺構				・かつて本丸北東の七曲門付近から水之手門方向(木曽川方面)に通じていた七曲道や、松の丸北東の松の丸裏門から城山北側に向かって、榊門方向に通じていた道については全貌が明らかになっていない
					・建造物の礎石は確認されていない
B	諸要素 (B-2) その他の	②樹林・樹木		樹木	・全体的に樹木が高木化し鬱蒼としているため、天守の眺望や顕在遺 構の視認性が阻害される可能性がある
)本質的価		③維持管理・運営施設		管理 施設	【管理用門、落石防護ネット等】 ・北麓の北西側法面にモルタル吹付が施され、落石防止ネットが設置されている ・北麓の木曽川沿い斜面に落石防護のためのネットが設置されている。また、岩体が露出している部分については、露出面の表面保護が行われている
素成する				舌用 施設	【投光器】 ・北麓には夜間ライトアップのための投光器が設置されている
する諸要素以			,	更益 施設	【階段】 ・七曲道跡付近に玉石の階段が設置されている
以		以		ンフラ 施設	【コンクリートU字溝、排水管、玉石コンクリートの水路等】

	⑥近代以降に付加	【石垣、練石積、コンクリート擁壁、法面保護、コンクリートブロック】
	された石垣・擁壁	・北麓の七曲付近に練石積擁壁が設置されている
	等	・東麓と西麓に土留めのコンクリート擁壁が設置されている

ウ 城山外縁地区における保存管理の課題

- ・ 発掘調査が一部に限られているため、遺構の残存状況が明確ではない。
- ・ 全体的に樹木が高木化し、鬱蒼としているため、天守からの眺望や天守への眺望が阻害される可能性があり、石垣や切岸、土塁などの顕在遺構の視認性を低下させている。
- 倒木や落枝、樹木根等が各曲輪石垣等に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ かつて本丸北東の七曲門付近から水之手門方向(木曽川方面)に通じていた七曲道や、松の 丸北東の松の丸裏門から城山北側に向かって、榊門方面に通じていた道については全貌が明 らかになっていない。
- ・ 火災や延焼等により外縁地区の樹木が本丸天守に被害を及ぼす可能性が考えられる。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所があり、土砂災害への備えが必要である。

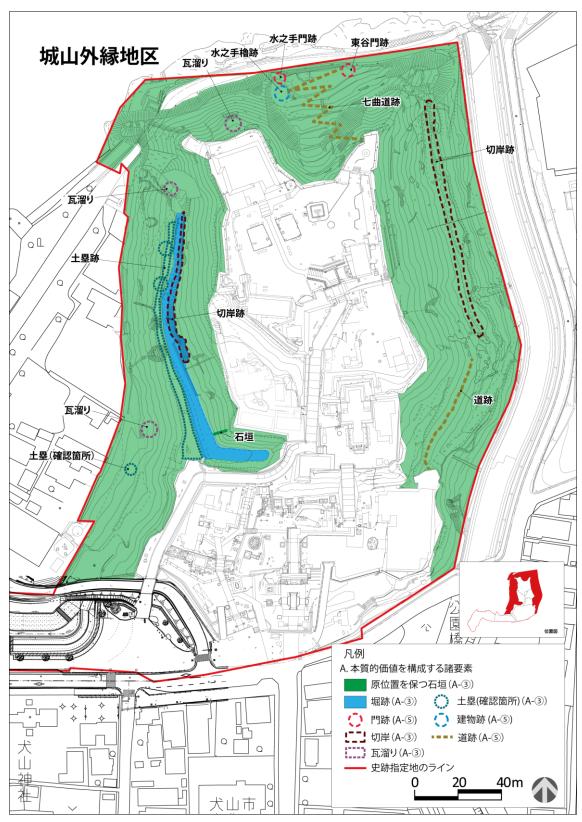


図 4.18 城山外縁地区における本質的価値を構成する諸要素 (現状)

表 4.26 城山外縁地区における本質的価値を構成する諸要素 (現状)



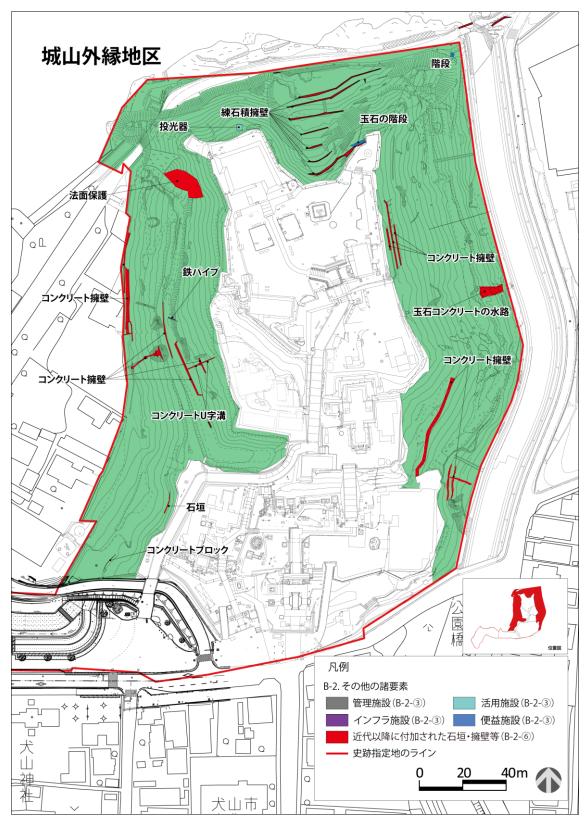


図 4.19 城山外縁地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表 4.27 城山外縁地区におけるその他の諸要素(現状)



(10) 道路地区

ア 地区の概要

史跡指定地内を横断する道路が所在している地区である。松の丸を囲っていた内堀の一部が 道路となっている。

イ 道路地区における各諸要素の概要と現状

表 4.28 道路地区における各諸要素の概要と現状

		名称	保存管理の現状
る諸要素 価値を構成す	構造物 ③歴史的	堀跡	【内堀跡】 · 内堀は現存しておらず埋め戻されている
素以外の諸要素値を構成する諸要の。 のは、おいの。	その他の諸要素 (B-2)	④道路	【市道】 犬山富士線、城前線及び犬山 4 号線 ・史跡指定地内の市道であり、道路標識や横断歩道などの道路付属構造 物が敷設されている

ウ 道路地区における保存管理の課題

・ これまで発掘調査が行われていないため、遺構の残存状況が把握されていない。

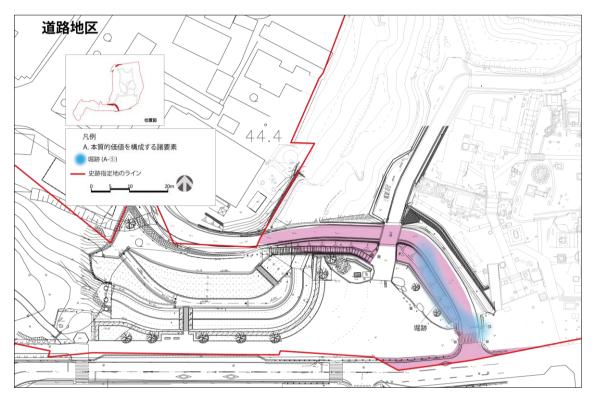


図 4.20 道路地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)

表 4.29 道路地区における本質的価値を構成する諸要素(現状)



内堀跡 (市道城前線)

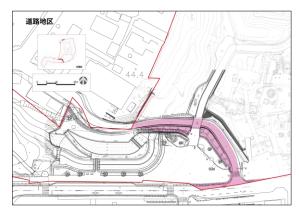




図 4.21 道路地区における本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素(現状)

表 4.30 道路地区におけるその他の諸要素 (現状)



市道犬山富士線 (城山~木曽川間)



市道犬山富士線(史跡北側)



市道城前線及び犬山4号線 (史跡南側)



市道城前線(史跡南側から東側)

(11) 大手門枡形地区

ア 地区の概要

かつて、大手門枡形が存在していた場所であり、地区内の一部で発掘調査が実施され、堀跡、土塁の基礎部分と推定される盛土跡が確認されている。

現在は、犬山市福祉会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設となっている。

イ 大手門枡形地区における各諸要素の概要と現状

表 4.31 大手門枡形地区における各諸要素の概要と現状

		名称	現状
構成する諸要素史跡の周辺環境を	連する諸要素犬山城の価値に関	追加指定の可能性があるもの ※この要素については、将来的に追加指定になった場合に「本質的価値を構成する諸要素」に組み込まれる	【大手門枡形跡(堀跡、盛土跡)】 ・旧犬山市福祉会館及び大手門まちづくり拠点施設が所在して いる

ウ 大手門枡形地区における保存管理の課題

・ 一部発掘調査が行われ、堀跡、土塁跡が確認されているが、建物が建っているため(旧犬山 市福祉会館は令和2年度解体、撤去完了)大手門枡形跡全体の遺構残存状況が明確ではない。

表 4.32 大手門枡形地区における史跡の周辺環境を構成する諸要素(現状)



4 個別の諸要素の具体的な保存方法

(1) 本質的価値を構成する諸要素

ア 歴史的建造物 (天守、天守台石垣)

・ 「第4章 第3節 天守の保存管理」に基づき、適切な保存管理を行う。

イ 縄張り

- ・ 本丸及び樅の丸等は、近世期の石垣が良好に残存し、廃城前の曲輪形状を維持しているため、 現状を維持するための保存管理を厳密に行う。
- ・ 近代以降に改変された部分は、発掘調査や史資料調査による旧熊の把握に努める。

ウ 歴史的構造物

(ア) 石垣(曲輪石垣、櫓台石垣)

- ・ 城郭を構成する主要な遺構であることから、現存する石垣の現状把握を行い、厳密な 保存を図ることを基本方針とする。
- ・ 石垣の変状が確認される箇所については、修復方法の検討を行う。修復については、解 体修理だけなく、変状の進行を抑制するための間詰石の補充等、多様な手法を検討す る。
- ・ 崩落等の危険性の高いもの等、来場者の安全性の確保が急がれる部分については、応 急措置を講じた上で、不安定化の原因を把握するとともに、計画的な修復を行う。
- ・ 石垣カルテの作成を継続的に進め、カルテ作成後は石垣の現状把握を定期的に実施して、カルテの更新に努める。
- ・ 石垣の保存に影響を及ぼす樹木等は、伐採等の措置を計画的に講じる。

(4) 礎石

- 建物跡を示す重要な遺構であるため、厳密な保存を図ることを基本方針とする。
- ・ 良好な状態で現存する場合は、石垣と併せて日常的な維持管理で現状把握を行い、厳密な保存管理を行う。
- 計画的に発掘調査を実施し、本質的価値の把握に努める。
- ・ 破損、劣化が確認された場合は、発掘調査や史料調査の成果に基づいた修復整備を行 う。

(ウ) 切岸、土塁、堀跡

- ・ 城郭を構成する主要な遺構であることから、厳密な保存を図ることを基本方針とする。
- ・ 破損、劣化が確認された場合は、切岸、土塁、堀等の連続した地形や景観の維持に努め ながら、発掘調査や史料調査の成果に基づいた修復を行う。
- 急勾配や法面などで安全対策を図る必要がある場合には、地形の改変を極力避けるとともに表面の維持や緑化などの工法を施すことにより連続した景観を保全する。
- ・ 除草などの日常の維持管理を適切に行うとともに、表土の流出や堀際部分の洗堀が生 じないよう表面処理等を行い、厳密な遺構の保存管理及び景観の保全に努める。

工 自然地形

・ 城山外縁部の断崖については、日常の維持管理、点検を実施し、土砂の流出、崩落等の危険 性のある箇所等を把握し、修復方法の検討を行う。

オ 地下に埋蔵されている遺構・遺物

- ・ 発掘調査が一部に限られており、門や櫓等の建物跡および石垣、土塁、堀等の構造物跡等の 地下遺構の残存状況が不明であるため、現状保存を原則とし、埋蔵されている遺構の確実な 保存を図る。
- 計画的に発掘調査を実施し、保存状況を確認する。
- ・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査を行い、遺構への影響が最小限となるよう 遺構の保存に努める。
- ・ 発掘調査等により新たな遺構・遺物が発見された場合は、適切な保存方法を検討した上で、 厳密な保存管理を行う。

(2) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

ア 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素

- (7) 公益財団法人犬山城白帝文庫事務所
 - ・ 原則現状維持を基本とし、近代以降の犬山城の歴史的価値を構成する諸要素として適切に管理する。
 - ・ 現状変更を伴う行為については、必要に応じて事前に発掘調査を行い、史跡への影響 が最小限となるよう遺構の保存に努める。
 - ・ 発掘調査等により新たな遺構・遺物が発見された場合は、適切な保存方法を検討した 上で、厳密な保存管理を行う。

(4) 宗教施設

- ・ 原則現状維持を基本とし、近代以降の犬山城の歴史的価値を構成する諸要素として適切に管理する。
- ・ 現状変更を伴う行為については、必要に応じて事前に発掘調査を行い、史跡への影響 が最小限となるよう遺構の保存に努める。
- ・ 発掘調査等により新たな遺構・遺物が発見された場合は、適切な保存方法を検討した 上で、厳密な保存管理を行う。
- ・ 除草などの日常の維持管理を適切に行い、景観保全に努める。

イ その他の諸要素

(ア) 石碑類

- ・ 当面は現状維持とするが、将来の整備に伴い、歴史的経緯や存在価値を考慮した上で、 移転・撤去等の取扱いの検討を行う。
- 原則、新たな設置は行わないものとする。
- 宗教施設内における石碑類の設置等については、現状変更の取扱基準により定める。

(d) 樹林·樹木

・ 「第4章 第4節 植生管理」にて保存管理方法を示す。

(f) 維持管理·運営施設等

- ・ 史跡の公開活用、利用者の安全確保等に必要な設備については、日常的な点検や維持 管理を基本として現状を維持する。
- ・ 改修・新設等については、地下遺構の保存及び歴史的景観の保全に配慮した上で、必要 最小限の規模とする。
- ・ 歴史的経緯や存在価値を考慮した上で改修・更新または、移転・撤去等の取扱いの検討 を行う。

(工) 道路

- ・ 史跡の公開活用、利用者の安全確保等に必要な設備であるため、日常的な点検や維持 管理を基本として現状を維持する。
- ・ 発掘調査等により新たな遺構・遺物が発見された場合は、適切な保存方法を検討した 上で、厳密な保存管理を行う。

(オ) 広場・公園施設

- ・ 日常的な点検や維持管理を実施し、施設の破損状況、劣化状況等を把握する。
- ・ 公園施設の更新・修繕等を行う場合は、地下遺構等への影響がないよう配慮した上で、 現状変更の取扱方針を遵守した整備を行う。

(カ) 近代以降に付加された石垣・擁壁等

- ・ 史跡の公開活用、利用者の安全確保等に必要な設備であるため、日常的な点検や維持 管理を基本として現状を維持する。
- ・ 改修・新設等については、地下遺構の保存及び歴史的景観の保全に配慮した上で、必要 最小限の規模とする。
- ・ 史跡犬山城跡の歴史的景観に悪影響を及ぼす可能性がある石垣・擁壁等は、表面の処理及び被覆等の措置を講じる等、景観の保全に努める。

5 各地区の保存管理方針

各地区における概要及び諸要素ごとの現状・課題を踏まえ、各地区の保存管理方針を以下に定める。

(1) 本丸地区

- ・ 天守が置かれた犬山城の最も枢要な地区であるため、顕在遺構、地下遺構とも厳密な保存 管理を行う。
- ・ 国宝天守(天守台含む)については、保護方針を遵守した厳密な保存管理を行う。

- ・ 本丸曲輪を構成する曲輪石垣及び各櫓台の石垣等は、一部修理が行われているものの近世 石垣が良好に現存しているため、厳格な保存管理を行う。
- ・ 地区内に所在する維持管理・運営施設等は、犬山城の歴史的経緯や存在価値を考慮した上 で改修・更新または、移転・撤去等の取扱いの検討を行う。
- 発掘調査を実施し、建物跡等の地下遺構の残存状況を把握する。
- ・ 防火・防災施設については、法律等の規定に従って適切に維持管理し、必要に応じて機能 の拡充を図る。

(2) 杉の丸地区

- ・ 発掘調査を実施し、建物跡等の地下遺構の残存状況を把握して、適切な保存を図る。
- ・ 地区内に所在する維持管理・運営施設等は、犬山城の歴史的経緯や存在価値を考慮した上 で改修・更新または、移転・撤去等の取扱いの検討を行う。
- ・ 防火・防災施設については、法律等の規定に従って適切に維持管理し、必要に応じて機能 の拡充を図る。
- ・ 旧城山浄水場の設備については、地下遺構の保存に悪影響を与えない形での撤去を検討す る。

(3) 樅の丸地区

- ・ 樅の丸曲輪を構成する曲輪石垣は、一部修理がおこなわれているものの近世石垣が良好に 現存しているため、厳密な保存管理を行うとともに、隣接する本丸地区と一体となった景 観形成を図る。
- ・ 発掘調査を実施し、建物跡等の地下遺構の残存状況を把握して、適切な保存を図る。
- ・ 地区内に所在する建築物等の更新、修繕等は現状変更の取扱基準を遵守した計画とし、遺 構の保存に悪影響がないよう最小限の範囲で実施する。

(4) 桐の丸地区

- 針綱神社関連建築物等との共存を図り、本質的価値を構成する諸要素を厳密に保存する。
- ・ 発掘調査を実施し、建物跡等の地下遺構の残存状況を把握する。
- ・ 建築物及び施設等の更新、修繕等は現状変更の取扱基準を遵守した計画とし、遺構の保存 に悪影響がないよう最小限の範囲で実施する。

(5) 松の丸地区

- ・ 針綱神社関連建築物等及び三光稲荷神社関連建築物等との共存を図り、本質的価値を構成 する諸要素を厳密に保存する。
- ・ 松の丸裏門付近及び針綱神社参集殿南東側の石垣は、一部修理が行われているものの近世 石垣が現存しているため、厳密な保存管理を行う。
- ・ 発掘調査を実施し、建物跡等の地下遺構の残存状況を把握する。
- ・ 建築物及び施設等の更新、修繕等は現状変更の取扱基準を遵守した計画とし、遺構の保存 に悪影響がないよう最小限の範囲で実施する。

(6) 西御殿跡地区

・ 発掘調査、史資料調査等を実施して西御殿跡に関連する遺構等の残存状況を把握し、適切 な保存を図る。

(7) 三光寺山地区

- ・ 発掘調査、史資料調査等を実施して地下遺構等の残存状況を把握し、適切な保存を図る。
- ・ 日常の点検及び維持管理等により、公園施設の劣化状況等を把握する。

(8) 大手道地区

- ・ 犬山城の特徴的な縄張りを示す遺構であるため、現状地形の保存に努める。
- ・ 発掘調査を実施し、建物跡等の地下遺構の残存状況を把握して、適切な保存を図る。
- ・ 来場者の安全性を確保するとともに、遺構への影響に配慮した施設管理を行う。

(9) 城山外縁地区

- ・ 発掘調査で確認された土塁や切岸等の遺構を厳密に保存し、本丸への眺望を意識した景観 形成を図る。
- ・ 発掘調査、史資料調査等を実施し、建物跡、切岸、土塁、堀等の遺構の残存状況を把握して、適切な保存を図る。
- ・ 土砂災害が発生することのないよう土砂の流出、崩落等の危険性のある箇所等を把握し、 修復方法の検討を行う。

(10) 道路地区

・ 必要に応じて発掘調査、史資料調査等を実施し、遺構の残存状況の把握に努める。

(11) 大手門枡形地区

- ・ 発掘調査、史資料調査を実施し、遺構の残存状況を把握する。
- ・ 残存している大手門枡形の堀跡、土塁跡は、犬山城の本質的価値を構成する諸要素に値するため、文化庁及び関係機関との協議を進め、追加指定に向けて取り組む。